

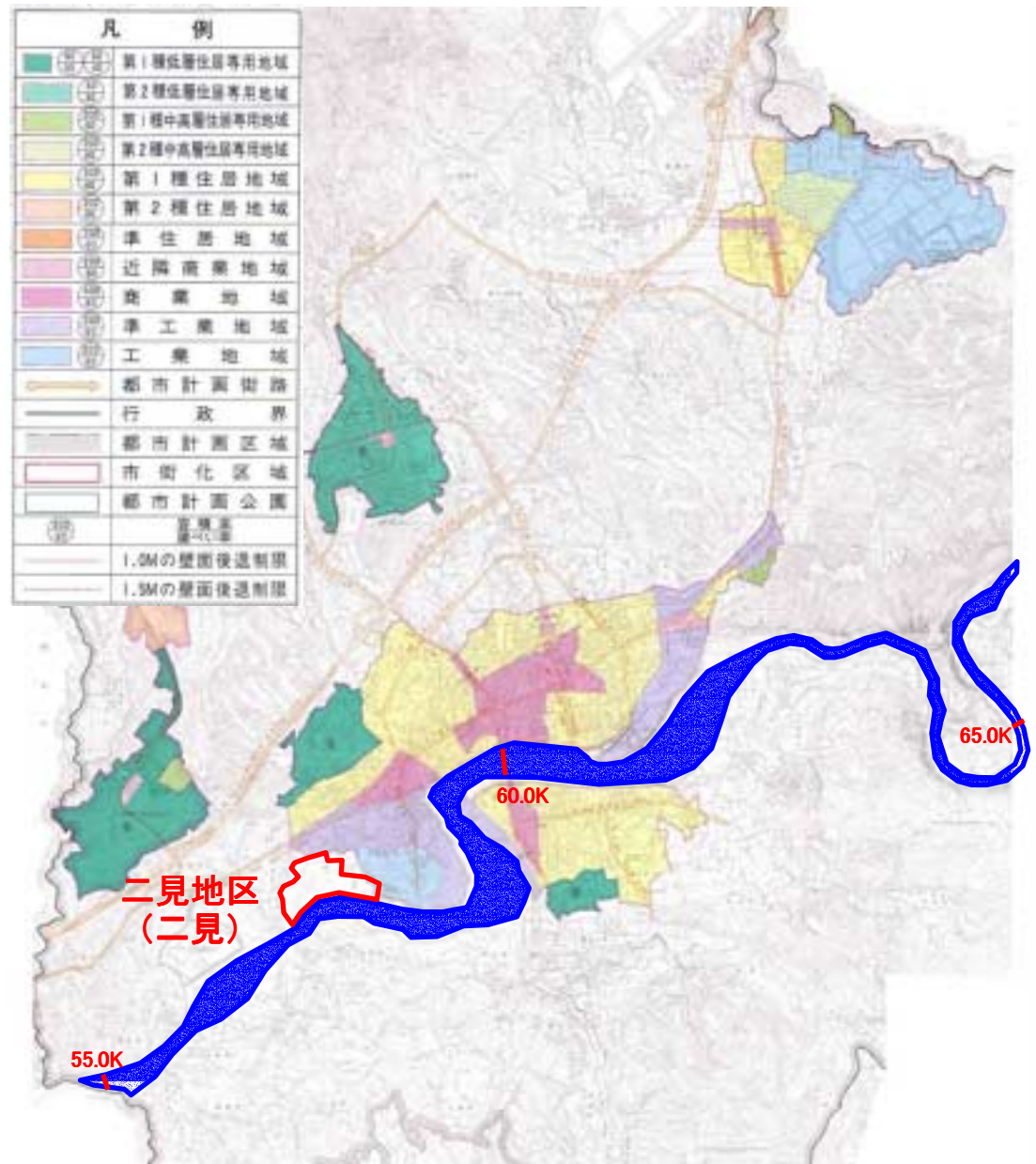
土地利用計画(五條市)

▼用途区域

五條市の市街化区域は、用途区域が定められており、各地区は、右図のとおりに用途区域が定められている。

○二見地区(二見)

→市街化調整区域



「大和都市計画地域地区指定図(五條市)」より抜粋

土地利用規制(五條市)

▼都市計画区域

全て都市計画地域になっている。

▼農業振興地域及び農用地区域

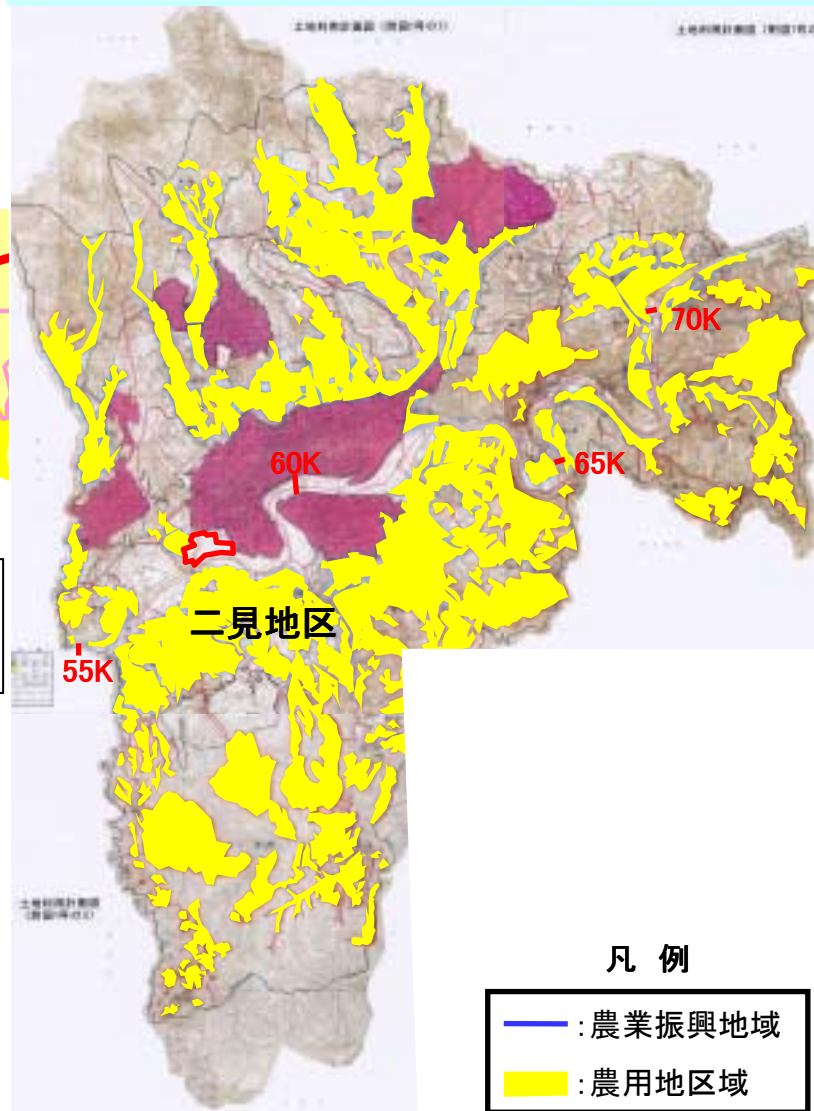
農業振興地域整備計画において農業振興地域に指定されているが農用地区域には指定されていない。

▼都市計画区域図



※紀の川流域の都市計画区域は、以下のとおりであり、用途地域が指定されている市町村は、和歌山市、橋本市、五條市のみである。

▼農業振興地域及び農用地区域

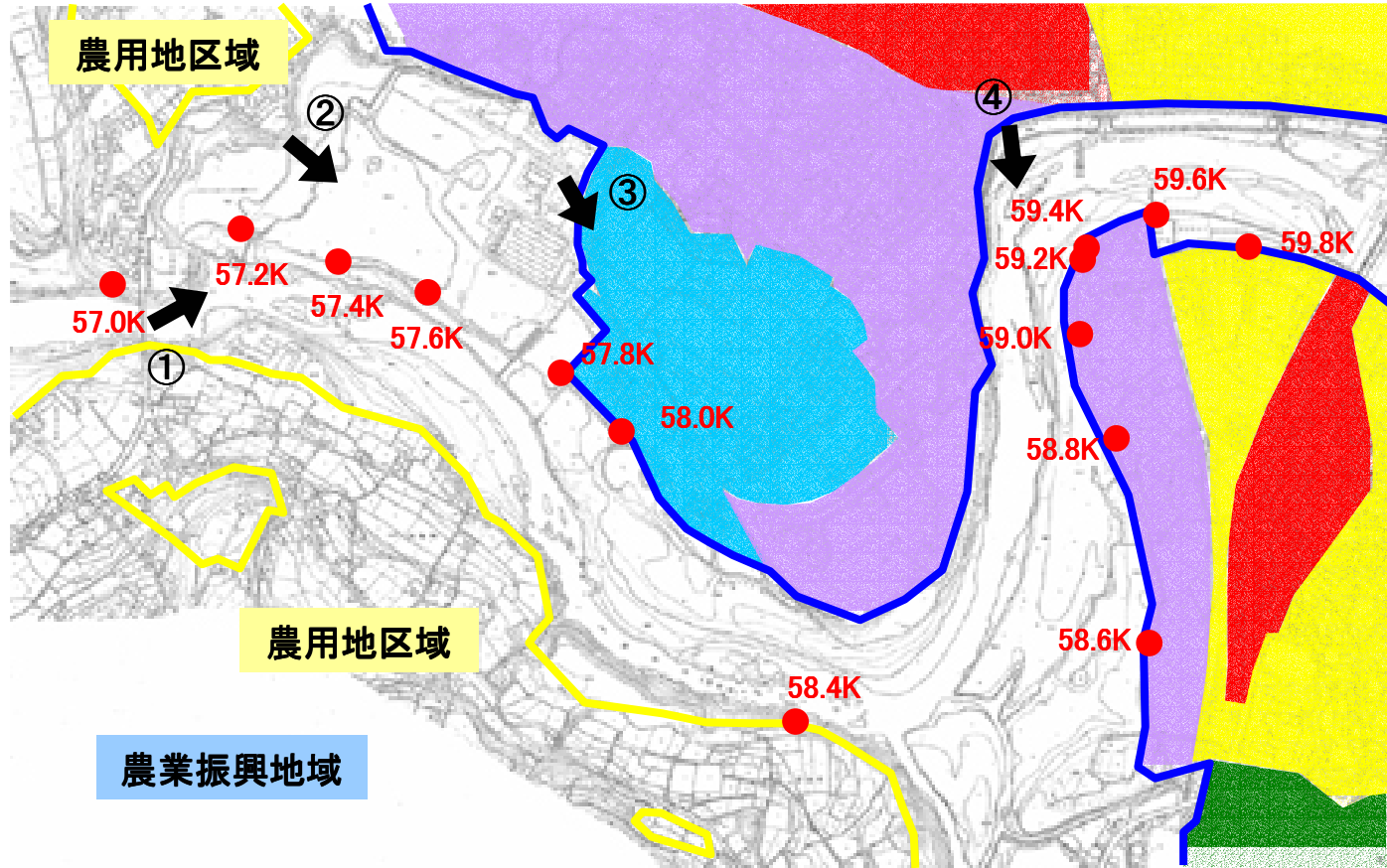


打田町
出町
桃山町

▲農業振興地域及び農用地区域



二見地区 (五條市)



※農業振興地域及び農用地区域は、1/25,000スケールからの転記であり、地籍等は考慮していない。



未利用地が広がる(川側より)



未利用地が広がる(堤内地側より)



五新鉄道跡が残っている



川幅が広がっている

二見地区(五條市)

▼遊水区域面積

0.14km²

